



平成 28 年 5 月 20 日

各 位

会社名 ヤマエ久野株式会社
代表者名 代表取締役社長 網 田 日出人
(コード番号 8108 福岡証券取引所)
問合せ先 取締役副会長 前 田 俊 博
(TEL.092-474-0711)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 24 日開催の第 71 期定時株主総会においてご承認いただくことを前提として、監査等委員会設置会社に移行することを平成 28 年 3 月 14 日に公表しておりますが、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社に移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、一層のコーポレート・ガバナンスの向上を図るために、監査等委員会設置会社へ移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うとともに、権限委譲による迅速な意思決定を可能とするための取締役への重要な業務執行の決定の委任に関する規定（変更案第 28 条）の新設その他の所要の変更を行うものであります。
- (2) 定款に定めることにより業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 24 条を変更し、責任限定契約を締結できる取締役の範囲を拡大するものであります。なお、責任限定契約に係る定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) その他、上記の各変更に伴い条数等の変更を行うほか、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 24 日
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 24 日

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
<p>第 1 条～第 3 条 〔条文省略〕</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 <p>第 5 条～第 17 条 〔条文省略〕</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は<u>25名以内</u>とする。 〔新 設〕</p> <p>(選 任)</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役選任の決議は、すべて累積投票によらないものとする。 〔新 設〕 <p>第 20 条 〔条文省略〕</p>	<p>第 1 条～第 3 条 〔現行どおり〕</p> <p>(機 関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> 〔削 除〕 3. 会計監査人 <p>第 5 条～第 17 条 〔現行どおり〕</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役(<u>監査等委員であるものを除く。</u>)は15名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役選任の決議は、すべて累積投票によらないものとする。 4. <u>監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u> <p>第 20 条 〔現行どおり〕</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。<u>ただし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> 〔新 設〕</p> <p>〔新 設〕</p> <p>第22条 〔条文省略〕</p> <p>(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約) 第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第25条 取締役会は、取締役社長がこれを招集する。</p> <p>2. <u>取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の2日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</u> 〔新 設〕</p>	<p>(任 期) 第21条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条 〔現行どおり〕</p> <p>(報酬等) 第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約) 第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(取締役会の招集) 第25条 取締役会は、取締役社長がこれを招集する。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p> <p>2. <u>取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>3. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議方法等) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等) 第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 2. 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、<u>当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の議長) 第27条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに任ずる。</p>	<p>(取締役会の議長) 第27条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに任ずる。<u>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。</u></p>
<p>(取締役会の権限) 第28条 <u>取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の業務執行を決定する。</u></p>	<p>[削 除]</p>
<p>[新 設]</p> <p>第29条 [条文省略]</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(員 数) 第30条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p>[削 除]</p>
<p>(選 任) 第31条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>[削 除]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期)</p> <p><u>第32条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>[削 除]</p>
<p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p><u>第33条</u> 補欠監査役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>	<p>[削 除]</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会は、その決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p><u>第30条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査役全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p><u>第31条</u> 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員全員</u>の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査等委員会</u>を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p><u>第36条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数</u>をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる<u>監査等委員の過半数</u>が出席し、<u>その過半数</u>をもって行う。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p><u>第37条</u> 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p>
<p>(報酬等)</p> <p><u>第38条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>[削 除]</p>
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結</u>することができる。ただし、<u>当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>[削 除]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第40条 [条文省略]</p> <p>第41条 [条文省略]</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第42条 剰余金の配当は、<u>株主</u>がその支払開始の日から起算して3年以内に受領しないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第34条 [現行どおり]</p> <p>第35条 [現行どおり]</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第36条 剰余金の配当は、その支払開始の日から起算して3年以内に受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p>